

医科点数表の解釈

令和4年4月版

Web追補 No.21 (令和6年2月号)

令和6年2月9日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和6年1月31日 保医発0131第6号 (令和6年2月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

頁	欄	行	変更前	変更後
454	右	下から17～16行目	AL K融合遺伝子検査	AL K融合遺伝子検査, RAS遺伝子検査, HER2遺伝子検査
454	右	下から15行目	RAS遺伝子検査	RAS遺伝子検査, HER2遺伝子検査, BRAF遺伝子検査
454	右	下から8行目	〔次行に追加〕	〔令 6. 1.31 保医発 0131 6〕
458			〔D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)にD004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「イ」の「(1)」の所定点数(2,500点)を準用する項目として追加〕	
			(1) RAS遺伝子検査	
			ア RAS遺伝子検査は、大腸癌又は肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。	
			イ 本検査は、医学的な理由があつて以下のいずれかに該当する場合に限り、算定できる。	
			(イ) 大腸癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものうち大腸癌におけるRAS遺伝子検査又はD004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のものうち大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。	
			(ロ) 肺癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものうち肺癌におけるKRAS (G12C) 遺伝子検査又はD004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のものうち肺癌におけるK-ras遺伝子検査を実施することが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。	
			(ハ) 肺癌の組織を検体として、「(肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目))」を行うことが困難な場合。なお、当該検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。	
			ウ 本検査の実施に当たっては、イに該当する医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
			エ 大腸癌患者の血漿を検体として、大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に、D006-22RAS遺伝子検査(血漿)は併せて算定できない。〔令 6. 1.31 保医発 0131 6〕	
			(2) D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のAL K融合遺伝子検査、「(RAS遺伝子検査)」、「(BRAF遺伝子検査)」、「(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))」、「(マイクロサテライト不安定性検査)」又はD006-12EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。〔令 6. 1.31 保医発 0131 6〕	
458			〔D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)にD004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「イ」の「(1)」の所定点数(2,500点)を準用する項目として追加〕	
			(1) BRAF遺伝子検査	
			ア BRAF遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的と	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>して、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものうち大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。</p> <p>ウ 本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>	<p>(2) D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「(RAS遺伝子検査)」、「(BRAF遺伝子検査)」、「(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))」、「(マイクロサテライト不安定性検査)」又はD006-12EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>
458			<p>[D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)にD004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「イ」の「(1)」の所定点数(2,500点)を準用する項目として追加]</p> <p>(1) HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)</p> <p>ア HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>	<p>(2) D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「(RAS遺伝子検査)」、「(BRAF遺伝子検査)」、「(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))」、「(マイクロサテライト不安定性検査)」又はD006-12EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>
458			<p>[D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)にD004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「ロ」の所定点数(5,000点)を準用する項目として追加]</p> <p>(1) HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)</p> <p>ア HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの)は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるHER2遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。</p> <p>ウ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>	<p>(2) D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「3」のMETex14遺伝子検査、「4」のNTRK融合遺伝子検査又は「(HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの))」のうちいずれか2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1. 31 保医発 0131 6)</p>
458			<p>[D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)にD004-2悪性腫瘍組織検査「1」の「イ」の「(1)」の所定点数(2,500点)を準用する項目として追加]</p> <p>(1) マイクロサテライト不安定性検査</p> <p>ア マイクロサテライト不安定性検査は、固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、D004-2悪性腫瘍組織検査「1」悪性</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。</p> <p>ウ 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、本検査とD006-18BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1.31 保医発 0131 6)</p>	<p>(2) D006-27悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「(RAS遺伝子検査)」、「(BRAF遺伝子検査)」、「(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))」、「(マイクロサテライト不安定性検査)」又はD006-12EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1.31 保医発 0131 6)</p>
459	右		<p>〔上から3行目の次に次のように追加〕</p> <p>(3) 本区分「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「(RAS遺伝子検査)」、「(BRAF遺伝子検査)」、「(HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの))」、「(マイクロサテライト不安定性検査)」又はD006-12EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1.31 保医発 0131 6)</p> <p>(4) 本区分「3」のMETex14遺伝子検査、「4」のNTRK融合遺伝子検査又は「(HER2遺伝子検査(肺癌に係るもの))」のうちいずれか2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1.31 保医発 0131 6)</p>	
463			<p>〔D007血液化学検査「48」のオートタキシンの所定点数(194点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ E L Fスコア</p> <p>ア E L Fスコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1(TIMP-1)、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)及びヒアルロン酸を測定し、E L Fスコアを算出した場合に、半年に1回に限りD007血液化学検査「48」のオートタキシンを準用して算定する。</p> <p>イ D007血液化学検査「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)及び同区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</p> <p>ウ 本検査と、D007血液化学検査「36」のⅣ型コラーゲン、同区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、同区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、同区分「48」のオートタキシン又は「(サイトケラチン18フラグメント(CK-18F))」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 6. 1.31 保医発 0131 6)</p>	
469			<p>〔D009腫瘍マーカーの「2」癌胎児性抗原(CEA)の所定点数及び「7」DUPAN-2の所定点数2回分を合算した点数(335点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォーム</p> <p>ア アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、膵癌の診断の補助を目的として、血液を検体としてE L I S A法により測定した場合に、D009腫瘍マーカー「2」の癌胎児性抗原(CEA)の所定点数と、同区分「7」のDUPAN-2の所定点数2回分を合算した点数を準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(イ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が3月以内にCA19-9検査が行われており、CA19-9の値が37.0U/mL以上である場合には、本検査は算定できない。</p> <p>(ロ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)検査の結果が陰性であり、CA19-9値が37.0U/mL以上かつ100U/mL以下の者。</p> <p>(ハ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が3項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原(CEA)及びCA19-9検査の結果が陰性である者。</p> <p>イ アポリポ蛋白A2(APOA2)アイソフォームと、D009腫瘍マーカー「2」の癌胎児性抗原(CEA)、同区分「7」のDUPAN-2又は同区分「14」のSPan-1を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			ウ 本検査をアの(イ)に対して実施する場合はCA19-9の測定年月日及び測定結果を、アの(ロ)及び(ハ)に対して実施する場合は癌胎児性抗原 (C E A) 及びCA19-9の測定年月日並びに測定結果を、 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。	図 (令 6. 1.31 保医発 0131 6)
470			<p>[D009腫瘍マーカー「9」の前立腺特異抗原 (P S A) の2回分の所定点数 (248点) を準用する項目として追加]</p> <p>◇ S 2, 3 P S A %</p> <p>ア S 2, 3 P S A %は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原 (P S A) の結果が4.0ng/mL以上10.0ng/mL以下である者に対して、L B A法(定量)により、S 2, 3 P S A %を測定した場合に限りD009腫瘍マーカー「9」の前立腺特異抗原 (P S A) の2回分を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。</p> <p>ウ S 2, 3 P S A %と、D009腫瘍マーカー「9」の前立腺特異抗原 (P S A)、同区分「16」の遊離型P S A比 (P S A F / T比) 又は同区分「27」のプロステートヘルスインデックス (phi) を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原 (P S A) の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。</p>	図 (令 6. 1.31 保医発 0131 6)

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。